

公正取引委員会電子政府構築計画

国民の利便性・サービスの向上

1 行政ポータルサイトの整備、充実

公正取引委員会のホームページについて、「行政組織単位による一方向の情報提供」から「利用者の視点に立った行政情報・サービスの提供」へ移行するため、その機能、役割分担等を見直し、ワンストップサービス、政府全体として統一性があり、分かりやすい情報の提供等を行う新たな行政ポータルサイトとして、2005年度末（平成17年度末）までに整備する。このため、「行政ポータルサイトの整備方針」等を踏まえ、以下の取組を実施する。

- (1) 国民等利用者のインターネットによる行政情報の入手を容易にするため、書面で公表する情報はすべてホームページに迅速に掲載するなど、情報提供の一層の充実を図る。
- (2) 「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方（指針）」に基づき全府省がホームページ上に共通のカテゴリーを設け掲載する情報（パブリックコメント、政策評価等）について、掲載情報の充実を図るとともに、公正取引委員会のホームページ画面上における当該カテゴリーの表示位置の整合性を図ることにより、利便性の向上を図る。
- (3) ^{イーガブ}e-Govにおいて政府全体として体系的、一元的に提供している申請・届出等の手続案内、組織・制度概要、パブリックコメント（意見募集及び結果公表）情報について迅速な更新、提供を行うとともに、申請・届出等の手続案内について、手続概要、提出時期等手続に直接関わる情報に加え、利用者にとって有益な関連情報が掲載されたページへのリンクによる案内の充実を図る。

2 ワンストップサービスの拡大

^{イーガブ}e-Govを活用したワンストップサービスの推進

電子申請システムの利便性の向上及び効率的な整備を図り、^{イーガブ}e-Govを活用して、

申請・届出等手続の案内情報の入手から複数申請の一括提出（共管公益法人に係る手続を含む。）までを行えるワンストップサービスの仕組みを整備する。このため、「行政ポータルサイトの整備方針」を踏まえ、以下の取組を実施する。

利用者にとって便利で使いやすいシステムとするため、総務省が 2005 年度末（平成 17 年度末）までに整備する、^{イーガブ}e-Govに、申請データの作成・送信、補正、取下げなど共通的に利用者に提供する機能及び申請様式の管理、形式チェック等各府省が共通に利用する機能に合わせ、公正取引委員会の電子申請システムについて、機能の見直しを行う。

3 オンライン利用の促進のための環境整備

（1）オンライン利用の促進方策

公正取引委員会が扱う申請・届出等手続（23 件）のオンライン化については、2003 年（平成 15 年）12 月までにその基盤が整ったところであり、今後は、この整備された基盤を活用し、オンライン利用の向上を図っていくことが重要である。

このため、公正取引委員会においては、2005 年度末（平成 17 年度末）までに以下の取組を実施する。

ア オンラインによる手続については、利用者が時間的な恩恵を享受できるよう、原則として 24 時間 365 日受け付けるものとする。また、受付から審査、結果通知等までの一連の事務処理について、引き続き電子化を進め、処理期間の短縮を図る。

イ 公正取引委員会における申請・届出等手続について、「手続の簡素化・合理化計画」に基づき、2005 年度末（平成 17 年度末）までに、必要性の乏しい手続の廃止、頻度軽減などの措置を講ずる。（別添）

ウ ^{イーガブ}e-Gov及び公正取引委員会のホームページ並びに広報誌等各種媒体を活用し、オンラインで行える手続、その利用方法、利便性（オンライン利用の際の処理期間等）などを周知する。また、オンライン利用状況や改善要望

等の把握・分析を行い、的確な利用説明会の開催や申請窓口、関係団体を通じた普及・啓発を行う。

(2) 多様な手段による電子政府利用環境の整備(マルチアクセス環境の整備)

^{イーガブ}
e-Gov、公正取引委員会のホームページや電子申請システム等の国民等利用者と行政との間の情報のやり取りに係る各種システムについて、多様な手段により電子政府を利用できる環境整備を推進するため、公正取引委員会は、以下の取組を実施する。

ア 高齢者や障害者を含めて誰もが容易に利用できるシステムとするため、ウェブコンテンツ(掲載情報)に関する日本工業規格(JIS^{ジ ス})の策定動向を踏まえ、システムの使いやすさ、分かりやすいエラーメッセージの表示等必要な改善を図る。また、国民等利用者の要望、技術動向等を踏まえた多様なOS^{オーエス}(オペレーティングシステム)、ブラウザ(ホームページ閲覧ソフト)、文書作成ソフトウェア等への対応などに留意する。さらに、総務省が先行的に進める容易にオンラインによる手続を可能とする取組の成果を踏まえ、当委員会において所要の措置を講ずる。

イ 携帯端末、携帯電話の普及など、通信手段の多様化に対応するため、行政情報の提供について、システム、情報内容の見直しを進める。

IT化に対応した業務改革

1 業務・システムの最適化

個別府省業務・システムについて、業務・システムの分析状況等を踏まえつつ、適宜、追加等の見直しを行う。

2 内部管理業務の業務・システムの最適化

公正取引委員会は、人事・給与等業務、共済業務、物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務について、業務の改革を行った上で、徹底したシステム統合により重複投資を避けるなど、全体最適の観点から組織横断的に取り組み、業務・システムの最適化を図る。

(1) 人事・給与等業務

ア 公正取引委員会は、「人事・給与等業務・システム最適化計画」に基づき、情報システムの統一化、情報の電子化と処理の自動化、業務処理手続等の簡素化など、業務・システムの最適化に取り組む。

イ 公正取引委員会は、2004年(平成16年)6月末を目途に策定する導入計画に沿って、人事・給与等業務に係る既存のシステムを人事・給与関係業務情報システムに更新する。

ウ 国家公務員の給与の全額振込化について、職員の協力を得つつ推進し、2005年度末(平成17年度末)までに、原則として100%の実施を目指すとともに、実施状況を定期的にフォローアップする。

(2) その他官房基幹業務

公正取引委員会は、共済、物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務について、共済業務については、CIO連絡会議の下、財務省が中心となって、また、物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務については、CIO連絡会議の下、経済産業省が中心となって、2004年(平成16年)7月までに策定する「官房基幹業務・システム最適化計画(仮称)」に基づき、業務・システムの最適化に取り組む。

3 共通システムの最適化

「共通システムの見直し方針」に基づき、公正取引委員会内ネットワークについて2005年度末(平成17年度末)までのできる限り早期に、最適化計画を策定し、システムの見直しを進める。

共通的な環境整備

1 推進体制の充実・強化

(1) 府省内各部門の連携強化

公正取引委員会は、最適化計画と予算要求・執行を連動させ、府省内のシ

システム投資を統括する仕組みを確立するとともに、情報化統括責任者（CIO）の下、情報システム部門、組織・定員部門、政策部門、会計部門等の関係部門が密接な連携を図り、業務・システムの最適化による行政運営の簡素化・合理化に戦略的に取り組む。

2 情報システムの整備・運用管理の高度化

（1）情報システムに係る政府調達の見直し

公正取引委員会は、「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」に基づき、総合評価落札方式における加算方式による評価、低入札価格調査制度の活用、競争入札参加資格の柔軟な運用、開発工程管理手法（プロジェクトマネジメント手法）の活用を通じた調達過程の適正な管理等、質の高い低廉な情報システムの調達に必要な取組を推進する。

（2）外部委託の推進

公正取引委員会は、「国の行政機関における情報システム関係業務の外注の推進について」を踏まえ、引き続き、外部委託を推進する。

3 情報セキュリティ対策等の充実・強化

（1）情報システムの安全性・信頼性の確保

ア 公正取引委員会は、「情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に沿って 2002 年度（平成 14 年度）に改定した情報セキュリティポリシー（情報システムの安全確保の指針）に基づき、

情報セキュリティポリシーに準拠した「公正取引委員会情報セキュリティマニュアル」の整備

職員のセキュリティ意識向上のため、情報セキュリティ研修の実施
システムセキュリティの向上の観点からの外部監査の実施

という、情報セキュリティ確保のために必要な措置を講じたところである。

公正取引委員会では、引き続き、情報セキュリティ確保のために必要な措置を講じる。

イ 公正取引委員会は、情報セキュリティに関する信頼性の高い情報システムの構築を図るため、「各省庁の調達におけるセキュリティ水準の高い製

品の利用方針」に基づき、情報セキュリティに関する評価・認証を受けた製品等の利用を推進する。

ウ 公正取引委員会の情報システムの構築に当たり暗号を利用する場合には、「各府省の情報システム調達における暗号の利用方針」に基づき、客観的な評価を得た、一定水準以上の安全性・信頼性を有する暗号の利用を推進する。

(2) 個人情報保護法制の施行に向けた準備と厳格な運用

我が国におけるIT社会の急速な進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、公的部門にふさわしい個人情報の適正な取扱いを定める「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」その他関連法律の2005年(平成17年)4月1日からの施行に向け、公正取引委員会は、個人情報の適切な管理に関する定めの整備、職員への教育研修を行うなど、適切な施行準備を行う。また、施行後は法の適切かつ厳格な運用を行うことにより、個人の権利利益の保護を図る。

手続の簡素化・合理化計画

1 添付書類の省略、廃止
(1) 法令に義務付けがない添付書類の廃止

手続名	根拠法令	措置内容			備考
		2003年度(平成15年度)	2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	
銀行又は保険会社の議決権保有の認可申請	独占禁止法第11条第1項	添付書類の廃止もしくは規則化の可能性の検討	"	検討結果を踏まえ廃止もしくは規則化	
銀行又は保険会社の議決権保有の認可申請(一年を超えて当該議決権を保有する場合)	独占禁止法第11条第2項	添付書類の廃止もしくは規則化の可能性の検討	"	検討結果を踏まえ廃止もしくは規則化	
手続件数		2件	-	-	-

(2) 公表資料等を活用する添付省略

手続名	根拠法令	措置内容			備考
		2003年度(平成15年度)	2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	
一定の規模を超える会社の設立の届出	独占禁止法第9条第6項	商業登記簿謄本について、登記簿謄取サービス等の活用により代替することを検討	"	検討結果を踏まえ所要の措置を講ずる	
手続件数		1件	-	-	-

2 処理期間の短縮

手続名	根拠法令名・根拠規定	措置内容			短縮後の処理期間(予定)	備考
		2003年度(平成15年度)	2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)		
親事業者及び下請事業者に対する定期調査	下請法第9条	調査票のオンライン提出が可能となる定期調査を実施	下請法改正、処理フローの改善等に対応するためのシステム整備	-	これまでの処理期間	オンライン提出利用者の増加により処理期間の短縮が見込まれると見られるが、オンライン提出に対応した定期調査の処理には至っていない(16年1月中旬が回答期限)ことから、現段階では短縮期間を具体的に記載することは困難である。
手続件数		1	-	-	-	

3 変更手続の簡素化

手続名	根拠法令	措置内容			備考
		2003年度(平成15年度)	2004年度(平成16年度)	2005年度(平成17年度)	
公正競争規約の変更の認定に係る申請	景品表示法第10条	電子申請時に申請者が入力すべき事項と変更申請時の入力事項が同一の場合には、同一箇所について、変更申請時の入力力が省略できるような簡素化の方策の検討	"	検討結果を踏まえ所要の措置を講ずる	
事業者団体の変更届出	独占禁止法第8条3項	電子申請時に添付を求める書類がインターネット上において公表されている場合には、変更届時にURLを入力することとでその添付に代えることができるとするよう簡素化の方策の検討	"	検討結果を踏まえ所要の措置を講ずる	
手続件数		2件	-	-	-